

養育費は
もらえるの？

親子交流は
どうすればいいの？

財産分与は
どうなるの？

一人で悩まず
まずは**弁護士に法律相談**
してみませんか。



離婚を検討している方
養育費等で悩んでいる方

法律相談は**無料**です。

※1人2回、1回あたり1時間以内のみ利用可能。相談場所はニコニコこども館になります。

☎024-924-3341

事前申込制

郡山市こども部こども家庭課

郡山市桑野一丁目2番3号



ニコニコこども館 3階

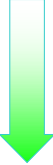

TEL : 024-924-3341 FAX : 024-933-6665

e-mail : kodomokatei@city.koriyama.lg.jp



令和6年度郡山市養育費等に関する弁護士法律相談事業

養育費等の確保のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決め、支払いの履行・強制執行等に関する無料法律相談を実施します。
ご希望の方は、必ず事前に申してください。

<h2>1 利用対象者</h2> <p>市内に住所を有する又は市内に勤務する ①母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 ②離婚前の父母</p>	<h2>6 法律相談まで流れ</h2>																																															
<h2>2 利用可能回数・相談時間・料金</h2> <p>①利用可能回数：1人2回（原則） ②相談時間：1時間以内 ③料金：無料</p>	<h3>(1) 利用申込</h3> <p> 利用を希望される場合は、事前にニコニコこども館のこども家庭課で申込が必要です。申込の際、事業内容等について説明いたします。</p>																																															
<h2>3 対応弁護士</h2> <p>福島県弁護士会郡山支部に所属する弁護士 ※弁護士の指定は出来ませんのであらかじめご了承ください。</p>	<h3>(2) 利用調整</h3> <p> 利用日の調整を行い、申込者に結果をお知らせいたします。</p>																																															
<h2>4 相談内容</h2> <p>養育費のほか、離婚、親権、親子交流、慰謝料や財産分与など</p>	<h3>(3) 弁護士による法律相談</h3> <p>弁護士による法律相談をお受けいただきます。 ※市職員も同席しますのであらかじめご了承ください。</p>																																															
<h2>5 相談会場、相談日、対応時間</h2> <p>①相談会場 ニコニコこども館（郡山市桑野1-2-3）</p> <p>②相談日</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>月</th> <th>日</th> <th>曜日</th> <th></th> <th>月</th> <th>日</th> <th>曜日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2024</td> <td>4</td> <td>17</td> <td>水</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2024</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>水</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>15</td> <td>水</td> <td>11</td> <td>20</td> <td>水</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>19</td> <td>水</td> <td>12</td> <td>18</td> <td>水</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>17</td> <td>水</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2025</td> <td>1</td> <td>15</td> <td>水</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>21</td> <td>水</td> <td>2</td> <td>19</td> <td>水</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>18</td> <td>水</td> <td>3</td> <td>19</td> <td>水</td> </tr> </tbody> </table> <p>③対応時間（各時間1名）</p> <p>ア 午後1時30分～午後2時30分 イ 午後2時30分～午後3時30分 ウ 午後3時30分～午後4時30分</p>		月	日	曜日		月	日	曜日	2024	4	17	水	2024	10	16	水	5	15	水	11	20	水	6	19	水	12	18	水	7	17	水	2025	1	15	水	8	21	水	2	19	水	9	18	水	3	19	水	<h2>7 その他</h2> <p>ニコニコこども館のこども家庭課では、相談員が養育費、親子交流等に関する相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。</p>
	月	日	曜日		月	日	曜日																																									
2024	4	17	水	2024	10	16	水																																									
	5	15	水		11	20	水																																									
	6	19	水		12	18	水																																									
	7	17	水	2025	1	15	水																																									
	8	21	水		2	19	水																																									
	9	18	水		3	19	水																																									
<p>●養育費とは</p> <p>養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。親の養育費支払義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務（生活保持義務）であるとされています。</p> <p>●親子交流とは</p> <p>子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。たとえ両親が離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されると実感できることによって深い安心感と自尊心を育むことができます。</p>																																																